

臨時的任用職員の勤務条件について（講師、養護助教諭）

任用期間 勤務場所	採用時に交付する人事通知書に記載。地方公務員法第22条により任用期間の延長の場合あり。
身分・服務	地方公務員法第3条第2項の規定による一般職の職員とする。県立学校職員においては長野県公立学校教員の身分を有するものとし、服務は長野県教育委員会が監督する。市町村立学校職員においては市町村公立学校教員の身分を有するものとし、服務は市町村教育委員会が監督する。
業務内容	学校長が定める。
勤務時間	原則週5日（38時間45分）とする。県立特別支援学校の職員の始業時間等は、学校により異なる（例：始業時間は午前8時30分、終業時間は午後5時、休憩時間は午後3時15分から4時まで）。市町村立学校職員においては、始業時間、終業時間及び休憩時間は市町村教育委員会が定める。
休 日	日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日。
休 暇	年次休暇等について、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に定めるところによる。
給与等の支給	1 給与 269,295円（本俸＋教職調整額＋地域手当＋教員特別手当：大学卒業後、直ちに採用された場合の月額。学歴や経験年数に応じた加算あり。日割計算あり。令和7年4月現在。） 2 支払方法 口座振替払い等 3 締切日 毎月末 4 支払日 毎月16日（当該日が休日等の場合には、その日の直後の休日等でない日） 5 諸手当 それぞれの支給要件に応じて、期末・勤勉手当、通勤手当等の各種手当を支給。
退職・解職	1 任用を必要とする事由が消滅した場合は退職となる。 2 地方公務員法第29条の各号の一に該当した場合は、免職となることがある。
その他	1 原則公立学校共済組合（医療保険）及び厚生年金（年金保険）に加入 2 任用期間が6か月未満である職員については雇用保険に加入 3 地方公務員法第29条の2により、分限処分等について適用除外あり。
以上に記載のない事項については、条例等に定めるところによる。	